

船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度追加給付）

支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）の趣旨を踏まえ、特に物価高の影響を受ける低所得世帯に対し、船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度追加給付）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度追加給付）（以下「価格高騰支援給付金」という。）」とは、前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 価格高騰支援給付金の支給対象者は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、船橋市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて船橋市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和6年度分の市町村民税均等割が課税される者であって、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（地方税法附則第5条の8の規定の適用を受ける前のもの。以下同じ。）の額が0円以下である者（以下「均等割のみの課税者」という。）のみの世帯又は均等割のみの課税者及び均等割が課税されない者のみの世帯
- (3) 前2号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和6年1月から同年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和6年度分の市町村民税が非課税で

ある世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和6年度分の市町村民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和6年1月から同年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（収入見込額から1年間の経費等の見込み額を控除して得た額若しくは所得の額を明らかにする書面により示された額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、既に地方公共団体から同様の給付金の支給を受けた世帯（当該給付金の給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯については、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する価格高騰支援給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。

2 前項に規定する金額のほか、支給対象者の世帯員に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（基準日の翌日から第8条に規定する日までの間に出生した児童を含む。）がいる場合は、当該児童1人当たり2万円の価格高騰支援給付金をこども加算として支給する。

（受給権者）

第5条 価格高騰支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合で、他の世帯員がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者又は世帯主以外の世帯員のうちから選ばれた者（新たに当該世帯の世帯主となった者により難い場合に限る。）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 市は、支給対象者のうち必要と認める者に対しては、価格高騰支援給付金を支給する旨の案内を書面により送付する。

2 支給対象者は、前項の規定により書面の送付を受けた場合において、価格高騰支援給付金の受給を希望しないとき、受給をする金融機関の口座を変更するときその他必要と認めるときは、その旨を市長が別に定める日（以下「申出期限」とする。）までに市に申し出るものとする。

3 市は、前項の規定による価格高騰支援給付金の受給を希望しない者等必要があると認めるものについては、価格高騰支援給付金の支給の対象から除くものとする。また、申出期限までに金融機関の変更の申出等が行われなかった者については、申出期限の翌日に受給の承諾があったものとし、速やかに価格高騰支援給付金を金融機関の口座に振り込む方式により支給する。

4 前3項の規定によるほか、価格高騰支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書の提出又は申請書等による申請を行うものとする。

5 確認書の提出及び申請書等による申請にあつては次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること又は第1号若しくは第2号に掲げる方式が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 申請者が確認書又は申請書を郵送により又は市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 第3条第1項第3号に該当する世帯以外の世帯のうち、申請者が市が定める電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して市に申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 申請者が確認書又は申請書を郵送により又は市の窓口に出し、市が現金又は普通為替を交付することにより支給する方式

6 申請者は、確認書の提出又は申請書等による申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示することにより、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は申請書による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げるいずれかの者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯員
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人は、価格高騰支援給付金の確認書又は申請書の提出にあつては原則として当該確認書等の委任欄へ記載する。この場合において、市は、公的身分証明書の写しの提出又は提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出期限）

第8条 第6条第4項の規定による確認書及び申請書等（以下「確認書等」という。）は、市長が別に定める日から受付を開始するものとし、令和7年4月30日（消印有効）までを提出期限とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条第3項の規定による受給の承諾及び確認書等の提出があつたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対して価格高騰支援給付金を支給する。

（価格高騰支援給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給の方式その他の事業の概要について、広報紙への掲載その他の方法により、住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者が第8条に規定する提出期限までに確認書等の提出を行わない場合は、当該支給対象者は価格高騰支援給付金の支給を辞退したものとみなす。

2 第9条の規定による支給の決定以後又は確認書等の提出以後、確認書等の不備による振込不能があつた場合で、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正を行わないその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができないときは、当該確認書等の提出は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った当該価格高騰支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 価格高騰支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月22日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難の取扱い

- (1) 次のいずれかに該当する者で次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、当該要件を満たしていることを申し出た者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者の住民票が市に所在しない場合であっても、市が当該給付金を支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者で、当該入所者の親族（配偶者以外の当該入所者が属する世帯の者で当該入所者へ暴力等を加えた者をいう。以下同じ。）と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者で自宅には帰れない事情を抱えている者

- (2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同法第10条の2に基づく退去等命令）が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）」又は女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）若しくは行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体をいう。）が発行した確認書が発行されていること。

ウ 基準日の翌日以降に住民票を市に移し、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合等、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日時点で、第1号から5号に掲げる児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）又は児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）及び第6号に掲げる者については、市における支給対象とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童等を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置がとられて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置がとられて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童等を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号

の規定により入所措置がとられて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３０条第１項ただし書の規定により同法第３８条第２項に規定する救護施設、同条第３項に規定する更生施設若しくは同法第３０条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第１２条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第２５条の７第１項第３号の規定により同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者については、同法の規定及び「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第２３条第１項の規定により同法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所している者（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等がとられている障害者・高齢者の取扱い

次に掲げる者で、当該各号に掲げる措置等がとられたもの（第１号に掲げる者については、措置施設入所者、成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人、代理権付与の審判がされた補助人その他の措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者を含む。以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）のうち、基準日時点で、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における支給対象とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合は、当該措置入所等障害者・高齢者を市における支給対象とする。

- (1) 措置入所等障害者 身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等を除く。）
- (2) 措置入所等高齢者 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

ホームレス等（居住が安定していない者又は事実上ネットカフェに寝泊まりしている者でいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者をいう。）が、基準日の翌日以降に市の住民基本台帳に記録されたときは、市における支給対象とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者で自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者については、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めたときは、市における支給対象とする。